ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）や

ストーカー行為等の被害者を守るため

住民票・戸籍の附票の交付請求を制限します。

ＤＶ・ストーカー行為等の被害者を保護するための支援措置として、その被害者の相手となる者（以下、相手方）からの住所探索を目的とした住民票や戸籍の附票の交付請求を制限できます。

この支援措置の申出ができるのは、ＤＶ・ストーカー行為等（言葉による暴力を含む。）の被害者で、支援が必要と認められた方です。

**支援措置の内容**

○　相手方からの交付請求を制限します。

○　第三者からの請求はより厳格な本人確認を行います。

○　代理人、使者、郵送の請求は受付けません。

○　申出者が住民票等の交付を受ける場合は、限定された書類を持参する。

○　閲覧台帳から、支援対象者を除外する。

支援手続きの流れ

**主な相談機関**

●警察

　　静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署の生活安全課、または清水警察署蒲原分庁舎

●配偶者暴力相談支援センター

③支援の必要性確認

①相談

区役所

戸籍住民課

関係市町村

・住所地

・本籍地

・その他

⑤支援措置の通知

②申出

④支援可否通知

申請窓口

　住民登録または本籍のある区役所戸籍住民課に申請してください。

手続きに必要なもの

　①下記の確認書類

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 | 確認書類 |
| 対象者本人 | ・本人確認ができるもの（運転免許証、個人番号カード　等） |
| 法定代理人 | ・被害者との関係がわかるもの（戸籍謄本、登記事項証明書　等）  ・代理人の本人確認ができるもの（運転免許証、個人番号カード　等） |

　②保護命令のある方はその証明書

●支援の必要性が認められると、他市町村で交付する現住所が記載された証明の請求も制限されます。

●支援期間は１年間です。

●支援の延長も可能です。延長は支援期間終了１ヶ月前から、初めに申出た区役所で、再度受付けます。

●住所変更があった場合

　　・静岡市外への住所変更は、改めて新住所地での申出が必要です。

　　・静岡市内での住所変更は、変更申出が必要です。

問い合わせ先

　・葵区戸籍住民課　　０５４－２２１－１０６１

　・駿河区戸籍住民課　０５４－２８７－８６１１

　・清水区戸籍住民課　０５４－３５４－２１２６